

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理 番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
1	新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須1-7-11	令和7年4月3日 から 令和7年11月2日 まで (7か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、令和7年3月24日に、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、新明和工業株式会社始め5者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。（内1者は排除措置命令のみ）また、IHI運搬機械株式会社に対して、違反事実の認定を行った。 したがって、違反事業者の内、本組合の入札参加資格を有する新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店、住友重機械搬送システム株式会社大阪支社及びIHI運搬機械株式会社に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
2	住友重機械搬送システム株式会社大阪支社	大阪府大阪市北区中之島2-3-33				
3	IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8-1				
4	東名開発株式会社	海部郡蟹江町大字蟹江新田字前波227-3	令和7年5月1日 から 令和7年5月14日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	海部建設事務所発注の「緊急河川浚渫維持工事（その4）（週休2日）」において、作業員が、伐採した雑木をパッカー車に積み込める大きさにするため、1人でチェーンソーにて切断作業を行っていたところ、片手でチェーンソーを操作し、その手と交差する形で左手で伐木を持ったことから、チェーンソーに左腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故が発生した。これにより、全治約2週間（休業0日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事故調査委員会において元請業者、一次下請業者及び二次下請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断されたことから、元請業者である東名開発株式会社、一次下請業者であるフジ造園土木株式会社及び二次下請業者である松香造園株式会社に対して指名停止を行う。	愛西市西川端町地内
5	フジ造園土木株式会社	名古屋市港区十一屋2-4				
6	松香造園株式会社	あま市七宝町川部二屋敷23				
7	荒川造園株式会社	名古屋市昭和区東畑町2-18	令和7年5月1日 から 令和7年5月14日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	該当者が、緑政土木局が発注した「公園樹木その他管理委託（熱-10）単価契約」（令和6年11月27日契約：履行期間 令和6年11月27日から令和7年3月31日まで）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年2月26日に作業員が負傷する契約関係者事故を生じさせたことによる。	-

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

整理 番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
8	TSUCHIYA株式会社	名古屋市中区丸の内2-2-25	令和7年7月29日 から 令和7年8月11日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市上下水道局の発注した「緑区ほら貝二丁目地内野並幹線改良工事（第2工区）」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和7年6月20日に作業員が負傷する工事関係者事故を生じさせたことによる。	名古屋市緑区
9	株式会社中央技術コンサルタンツ	名古屋市中村区名駅3-28-12	令和7年8月21日 から 令和8年10月20日 まで (14か月)	要領第4条第1項 (別表第3-3)	宮城県気仙沼市が令和5年度に発注した道路整備工事の設計業務の一般競争入札に際し、同市の職員が設計価格を株式会社中央技術コンサルタンツ東北支店長に漏らし、落札させたとして、同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、同支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日、宮城県警察に逮捕された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社中央技術コンサルタンツ名古屋営業所に対し指名停止を行う。	—
10	株式会社サユミ	名古屋市南区東又兵卫町二丁目136番地の1	令和7年10月9日 から 令和8年1月8日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	名古屋市住宅都市局が発注した「中小企業振興会館中央監視装置更新工事（週休2日）」（契約日：令和7年7月17日）において、履行不能である旨の届出があり令和7年9月16日に契約を解除したことによる。 これにより、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
11	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和7年10月16日 から 令和8年5月15日 まで (7か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

整理 番号	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
12	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中 部支店	名古屋市中区大須1-7-11	令和7年10月16日 から 令和8年6月15日 まで (8か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、違反行為の認定を行った。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—